固定価格買取制度等賦課金特例制度施行事業費

令和6年度概算要求額 80億円(80億円)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

事業の内容

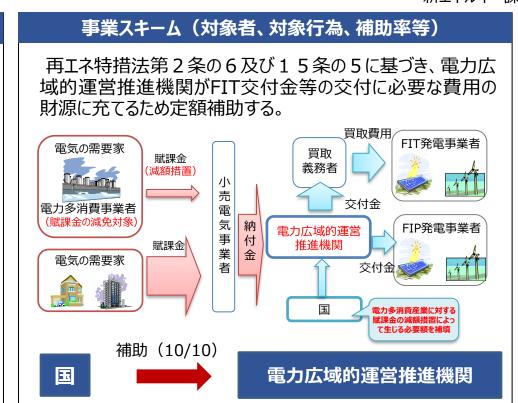
事業目的

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」 に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度を円滑に実施 することにより、再生可能エネルギー電気の利用促進を図る。

事業概要

再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の実施に伴い、電気事業者に対して、再生可能エネルギー電気を一定の期間・価格で買い取ることが義務付けられ、その買取費用に充てるための賦課金については、地域間で賦課金の負担に不均衡が生じないよう広域的運営推進機関が調整を行うこととなるが、電力多消費産業は賦課金の減額を受けることが可能となっている。

また、令和4年度より従来のFIT制度に加えて、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度(FIP制度)が導入され、この一定のプレミアムに充てるための賦課金も含めて、電力多消費事業者は、特例により賦課金の減額を受けることが可能となっている。本事業では、FIT制度及びFIP制度における賦課金の減免制度によって生じる、広域的運営推進機関において必要となる費用を措置する。



成果目標

2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率36~38%の実現のため、FIT制度及びFIP制度における再生可能エネルギーの着実な導入を図る。